

会 見 年 月 日	令和5年8月29日（火曜日）	
担 当 課	市民部環境課	（担当者名：丸尾）
問い合わせ先	TEL：0791-43-6821（内線：2226）	FAX：0791-43-6892

「赤穂市環境基本計画（地球温暖化対策実行計画）一部改定（案）」
 のパブリックコメント（意見募集）について

赤穂市環境基本計画一部改定(案)について
ご意見(パブリックコメント)を募集します
募集期間 令和5年9月11日(月) ~10月10日(火)必着

赤穂市環境基本計画の一部改定にあたり、広く市民の皆さまから意見を伺うため、計画(案)を公表し、ご意見(パブリックコメント)を募集します。

■計画(案)の公表	▽市ホームページ ▽市役所2階 環境課 ▽各地区公民館(9カ所)
■提出できる人	▽市内に在住、在勤、在学の人 ▽市内に事務所や事業所等がある法人、団体等
■提出方法	計画(案)に対するご意見と住所、氏名(フリガナ)または団体名(代表者名を含む)、電話番号をご記入のうえ、環境課まで持参(開庁日の午前8時30分~午後5時15分 ただし、正午から午後1時までを除く)、郵送、FAX、メールのいずれかの方法により提出してください。書式は自由です。
■ご意見の取り扱い	提出のありましたご意見の概要と検討結果については、次の方法により公表します。 ▽市ホームページ ▽市役所2階 環境課 ▽各地区公民館(9カ所) なお、ご意見のありました人の住所、氏名、電話番号は、公表しません。 また、ご意見に対する個別の回答はしません。
■提出及び問い合わせ先	赤穂市 市民部 環境課 〒678-0292 赤穂市加里屋81番地 電話:43-6821 FAX:43-6892 メール:kankyo@city.ako.lg.jp

赤穂市環境基本計画（地球温暖化対策実行計画）第3章第2節（一部抜粋）

第2節 脱炭素社会への探求と適応のまち

—環境と成長の好循環—

近年、気候変動の影響は顕在化し、豪雨などによる自然災害の増加や暑熱による熱中症の増加、農業や水産業への影響など、暮らしや事業活動に影響を及ぼしつつあります。

世界中が脱炭素化社会に向け、舵を切っており、できるだけ地球温暖化の要因となっている温室効果ガス排出量の削減（緩和策）と生じる気候変動の影響に備え、適応する（適応策）ことの両輪を地域でも進めていく必要があります。

このため、脱炭素化社会へ転換していくための道筋の検討や気候変動の影響への備えのため、目標値を下記のとおり設定し、取組を進めます。目標値は、国や県の目標水準を目指すものとし、令和32（2050）年に向けては、脱炭素化を探求するものとしします。

また、本市は、排出量の大部分を産業部門が占め、その多くをグローバルな影響を大きく受ける企業の排出量が占めることから、それらの大企業を除いた中小企業および家庭部門、運輸部門、廃棄物部門の市の施策の影響が大きい部門と区別し、把握・分析を行い、施策検討を行います。

本節を、本市の地球温暖化対策の推進に関する法律に規定される地球温暖化対策実行計画として位置づけ、下記の温室効果ガス排出量目標値は、区域施策編における目標値とします。また、事務事業編における目標は、区域施策編の業務部門の水準を目指すものとし、公共施設の再編などの進捗を踏まえ、進行管理を行うものとしします。

表 温室効果ガス排出量目標値

(万 t -CO₂/yr)

	2013 年度	2030 年度目標	削減率
産業部門（※）	313	167	46%
業務部門	9	3	66%
家庭部門	8	3	62%
運輸部門	29	15	48%
廃棄物部門	1	1	0%
合計	360	189	48%

※産業部門にはエネルギー転換部門、工業プロセス部門を含む。